

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1 足立区	栃木県さくら市の女性	平24.10.19	慢性気管支炎 遺族補償一時金及び葬祭料	<p>取り消し</p> <p>被認定者の認定疾病は慢性気管支炎で在宅酸素療法を受けていたが、直接死因は食道がんであった。原処分時の資料及び当審査会が取り寄せた診療録等医学的資料によれば、以下の事実が認められる。被認定者は、咽頭違和感・嘔声・多量の喀痰等食道がんによると思われる症状を訴え始めてから約8か月後に食道がんの確定診断(IVa期)を受け、その際には通常の胃内視鏡より細い経鼻内視鏡すら通すことはできなかった。しかし、その2か月前に行われた(数年前の胃がん切除術後の経過観察のため)通常の胃内視鏡検査では、検査医は特段食道の異常を指摘していない。すなわち、この間に、食道がんは急激に進行した可能性がある。また、被認定者は、症状が出現してから、いくつかかかりつけの医療機関に症状を訴えていたが、食道がんを疑われた形跡はなく、その理由として、元々慢性気管支炎で痰がよく出ていることが一因となっていた可能性がある。認定疾病がなければ、咽頭違和感・嘔声・多量の喀痰などの原因が食道がんであるとの診断がより早くなされた蓋然性が高く、その場合、食道がんの進行の速さからすると病期はⅢ期以前、すなわち切除術適応の病期であった可能性があり、在宅酸素療法が切除術の制約事由となった可能性を否定し得ない。よって、認定疾病が死亡原因となった食道がんの診断を遅らせ、また治療方法の制約事由となった可能性を考慮し、寄与の程度は50パーセントを上回らないと解するのが相当と認められるから、原処分を取り消す。</p>	<p>審査請求人は、被認定者の妹。 審査請求人は、被認定者が認定疾病である慢性気管支炎に起因して死亡したと認められないことを不服として審査請求。</p>	平24.3.29	<p>①平24.7.18 ②平24.7.30 ③平24.9.28</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1 独立行政法人環境再生保全機構	埼玉県草加市の女性	平30.11.26	中皮腫 認定	取り消し 画像診断では、中皮腫を積極的に示唆する所見はないが、病理組織診断では、胸膜への浸潤を伴う小結節が散見され、結節として増殖した細胞は核異型を伴っており、これらの腫瘍細胞の免疫染色の結果からは胸膜中皮腫と考えられた。よって、中皮腫とは判定できないとして不認定とした原処分は違法であるからこれを取り消す。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、石綿を吸入することにより、指定疾病である中皮腫にかかったものと認められなかったことを不服として審査請求。	平30.1.29	平30.10.3
2 独立行政法人環境再生保全機構	兵庫県西宮市の男性	平30.12.20	中皮腫 認定	取り消し 病理組織学的診断の結果なしでは、中皮腫であるかどうかの判定をすることは非常に困難であるが、病理組織診断が実施されていない場合、細胞診断が実施されている場合には、その結果とともに、その他の胸水等の検査データや画像所見等を総合して中皮腫であると判定できる場合がある。ただし、病理組織学的診断の結果なしに中皮腫であると判定できるためには、細胞診検査において、形態学的特徴が確認され、免疫染色等により他疾患との鑑別がされていることが必要である。本事案においては、胸水については細胞診検査は実施されているが、病理組織学的検査は実施されておらず、病理診断についてみると、原処分に係る中央環境審議会の医学的判定の際に提出されたセルブロック標本(HE染色)は、異型性に乏しく、その形態的特徴からすると炎症性胸水に認められる反応性中皮細胞の所見と考えられた。 しかし、当審査会に新たに提出された細胞診標本(パパニコロウ染色)では、核小体が明瞭で核異型が強くN/C比が大きい細胞集塊が諸処に多数みられ、上皮性悪性腫瘍が疑われる所見を有する細胞が多く存在することが確認され、セルブロック標本の免疫染色の結果の所見と併せると、細胞診標本にみられる上皮性悪性腫瘍が疑われる所見を有する細胞については、胸膜中皮腫が疑われた。当審査会は、この所見に加えて胸水の検査データにおけるヒアルロン酸が69万ng/mlと高値であることを考慮し、病理診断として、胸膜中皮腫が強く疑われると判断し、また、画像所見による画像診断として、胸膜中皮腫が強く疑われると判断し、結論として、本事案においては、中皮腫診断の確からしさが細胞診の所見、セルブロックの所見、胸水の検査データ及び放射線画像の所見により担保されているというべきであり、申請中死亡者は石綿を吸入することにより指定疾病である中皮腫にかかったと判定するのが相当であると判断した。	審査請求人は、申請中死亡者の子。 審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより、指定疾病である中皮腫にかかったものと認められなかったことを不服として審査請求。	平30.7.3	平30.10.3
3 独立行政法人環境再生保全機構	大阪府藤井寺市の男性	平30.12.28	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	棄却 請求人には、その職歴から大量の石綿にばく露した可能性が認められ、また、著しい呼吸機能障害も認められる。しかし、放射線画像では、肺気腫、UIPパターンの間質性肺炎及び胸膜プラークはあるが、石綿肺に特徴的な小葉中心性粒状影や胸膜下曲線陰影は認められず、石綿肺であると判定できない。したがって、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺であるとは認められないから、本件審査請求を棄却する。	審査請求人は、本人。 審査請求人は、石綿を吸入することにより、指定疾病である著しい呼吸機能障害に伴う石綿肺にかかったと認められなかったことを不服として審査請求。	平30.9.16	平30.12.3

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

(別紙2) つづき

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
4 独立行政法人環境再生保全機構	札幌市の男性	平31.1.3	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>石綿肺の判定に当たっては、胸部単純エックス線写真により、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められることが必要であるが、当審査会における読影の結果は、両上肺優位の気腫性変化と両側胸膜プラークが認められるが、間質性肺炎を疑わせる所見はなく、肺の線維化は認められず、すなわち、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化は認められないというものであり、また、平成29年12月撮影の胸部単純CT画像において認められた下肺の網状影、浸潤影は、平成30年7月撮影の胸部単純CT画像においてほぼ消失しており、平成29年12月撮影画像におけるこれらの所見は気道感染症により生じたものと考えられた。以上により、当審査会は、石綿肺とは判定できないものと判断した。</p>	審査請求人は、本人。 審査請求人は、石綿を吸入することにより、指定疾病である著しい呼吸機能障害に伴う石綿肺にかかったと認められなかったことを不服として審査請求。	平30.9.7	平30.12.3